

# 愛媛大学学術支援センター動物実験部門動物実験センター

## B ウイルス感染症予防対策実施要領

- 第1条 動物実験センターにおけるBウイルス感染症予防対策の実施については、この要領によるものとする。
- 第2条 サル類を動物実験センター飼育室に搬入するには、Bウイルス抗体を保持しないことを示す検査書がなければならない。これがない場合は、動物実験センター検疫室に保管し、検疫の後、抗体の陰性が明らかな場合、飼育室に搬入するものとする。
- 第3条 学内にBウイルス感染症に対応するため、指定医を置く。指定医はサル類による事故等の際には必要な処置を行うものとする。
- 第4条 殆どのサル類がBウイルスを持っているものと考え、サル類に接するときは手袋、マスク、その他決められた着衣等を着用するものとする。咬まれたり、引っ掻かれたりしたときは、直ぐに傷口を流水で洗い、消毒し、可及的速やかに指定医の診察を受けるものとする。
- 第5条 口唇に水瘤や潰瘍のあるサル類を発見したときは、この旨を動物実験部門長に知らせ、判断を仰ぐ。抗体検査の結果Bウイルス感染症が確定すれば、当該個体は安楽死により処分するものとする。
- 第6条 抗体陽性率は個体群によって大きな差が予想されるため、同じ種でも出身地の異なる個体は同じケージ内に同居させないものとする。
- 第7条 咬傷・怪我用キットを飼育室及び処置室内に準備するものとする。
- 第8条 サル類を取り扱う者に対して、サル類の取扱い時の衛生上の注意を喚起し続けるものとする。
- 第9条 Bウイルス対策については、国立大学動物実験施設協議会バイオハザード対策委員会（平成8年5月9日）において作成されたBウイルス参考資料を基本とする。

### 附 記

この要領は、平成9年6月19日から実施する。

### 附 記

この要領は、平成17年1月26日から実施する。

### 附 記

この要領は、平成27年4月1日から実施する。